

平成29年11月20日

第83回 神戸市個人情報保護審議会

就学援助事務の見直しについて
(新入学児童生徒学用品費の支給時期の変更)

(教育委員会事務局)

神保生保第2190号

平成29年11月8日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号に基づき、下記の事項について、
貴会の意見を求めます。

記

就学援助事務に提供する生活保護情報の追加について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当 保健福祉局生活福祉部保護課

就学援助事務に提供する生活保護情報の追加について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

以下において、「児童」とは学校教育法施行令第5条第1項に規定する「就学予定者」のうち、神戸市立小学校または義務教育学校前期課程に入学を来年度予定しているものを指す。

【生活保護受給情報】

教育扶助対象児童の情報

- ・住記個人番号
- ・生活保護世帯番号
- ・生活保護世帯員番号
- ・第一氏名(カナ)
- ・第二氏名(カナ)
- ・生年月日
- ・在籍校名(入学予定)
- ・住所
- ・施行年月日
- ・受給開始年月日
- ・受給廃止年月日
- ・受給停止回数
- ・最新受給停止年月日
- ・異動区分

教育扶助受給者(世帯主)の情報

- ・住記個人番号
- ・生活保護世帯員番号
- ・第一氏名(カナ)
- ・第二氏名(カナ)
- ・生年月日
- ・受給開始年月日
- ・受給廃止年月日

神こここ第3144号

平成29年11月20日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号に基づき、下記の事項について、
貴会の意見を求めます。

記

就学援助事務に提供する児童扶養手当情報の追加について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当 こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課

就学援助事務に提供する児童扶養手当情報の追加について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

以下において、「児童」とは学校教育法施行令第5条第1項に規定する「就学予定者」のうち、神戸市立小学校または義務教育学校前期課程に入学を来年度予定しているものを指す。

【児童扶養手当受給情報】

児童に関する情報

- ・住記個人番号
- ・住記世帯番号
- ・氏名（カナ）
- ・通称名（カナ）
- ・生年月日
- ・住所（居所）
- ・対象開始年月（児童扶養手当の支給対象となった月）
- ・対象終了年月（児童扶養手当の支給対象ではなくなった月）

受給者（保護者）に関する情報

- ・住記個人番号
- ・住記世帯番号
- ・証書番号
- ・氏名（カナ）
- ・通称名（カナ）
- ・生年月日
- ・住所（居所）
- ・支給期間
- ・手当ランク
- ・現況送付の有無
- ・現況届受理年月日（前年度）
- ・現況届受理年月日（当年度）
- ・支給停止年月
- ・資格喪失事由

神教委経第2295号

平成29年11月20日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号に基づき、下記の事項について、
貴会の意見を求めます。

記

就学援助事務の見直しについて（新入学児童生徒学用品費の支給時期の変更）
（条例第9条「利用および提供の制限」に関して）

担当 教育委員会事務局総務部学校経営支援課

就学援助事務において提供を受ける情報項目の追加について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

以下において、「児童」とは学校教育法施行令第5条第1項に規定する「就学予定者」のうち、神戸市立小学校または義務教育学校前期課程に入学を来年度予定しているものを指す。

【学齢簿情報】(就学システムより取得(学校経営支援課所管の学籍情報))

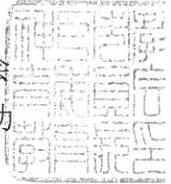
- ・住記個人番号
- ・児童氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・児童通称名(漢字・カナ)
- ・保護者氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・保護者通称名(漢字・カナ)
- ・現在籍校コード(就学予定校)
- ・就学状況(就学免除、就学猶予、不就学等)
- ・就学異動事由

神教委経第2295号-2

平成29年11月20日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

就学援助事務の見直しについて（新入学児童生徒学用品費の支給時期の変更）
（条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して）

担当 教育委員会事務局総務部学校経営支援課

就学援助事務において提供を受ける情報項目の追加について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎…条例第 11 条第 2 項に該当するもの

以下において、「児童」とは学校教育法施行令第 5 条第 1 項に規定する「就学予定者」のうち、神戸市立小学校または義務教育学校前期課程に入学を予定しているものを指す。

【学齢簿情報】(就学システムより取得(学校経営支援課所管の学籍情報))

- ・住記個人番号
- ・児童氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・児童通称名(漢字・カナ)
- ・保護者氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・保護者通称名(漢字・カナ)
- ・現在籍校コード(就学予定校)
- ・就学状況(就学免除、就学猶予、不就学等)
- ・就学異動事由

【生活保護受給情報】(生活保護システムより取得)

◎生活扶助対象児童の情報

- ・住記個人番号
- ・生活保護世帯番号
- ・生活保護員番号
- ・第一氏名(カナ)
- ・第二氏名(カナ)
- ・生年月日
- ・在籍校名
- ・住所
- ・施行年月日
- ・受給開始年月日
- ・受給廃止年月日
- ・受給停止回数
- ・最新受給停止年月日
- ・異動区分

◎生活扶助受給者(世帯主)の情報

- ・住記個人番号
- ・生活保護員番号
- ・第一氏名(カナ)
- ・第二氏名(カナ)
- ・生年月日

- ・受給開始年月日
- ・受給廃止年月日

【児童扶養手当受給情報】

児童に関する情報

- ・住記個人番号
- ・住記世帯番号
- ・氏名（カナ）
- ・通称名（カナ）
- ・生年月日
- ・住所（居所）
- ・対象開始年月（児童扶養手当の支給対象となった月）
- ・対象終了年月（児童扶養手当の支給対象ではなくなった月）

受給者（保護者）に関する情報

- ・住記個人番号
- ・住記世帯番号
- ・証書番号
- ・氏名（カナ）
- ・通称名（カナ）
- ・生年月日
- ・住所（居所）
- ・支給期間
- ・手当ランク
- ・現況送付の有無
- ・現況届受理年月日（前年度）
- ・現況届受理年月日（当年度）
- ・支給停止年月
- ・資格喪失事由

就学援助事務の見直しについて（新入学児童生徒学用品費の支給時期の変更）

1. 神戸市就学援助制度の概要

神戸市就学援助は「学校教育法」第19条の規定により、義務教育の円滑な実施を目的として、経済的な理由により就学が困難な市立小中学校および義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部の援助を行う制度である。

【認定基準】

- ①生活保護世帯（教育扶助受給）
- ②児童扶養手当受給世帯
- ③総所得が本市の定める基準以下の世帯（例：4人世帯266万4千円以下）

2. 制度の変更について

就学援助の費目の一つに、小中学校への入学にあたって必要となるランドセルや制服等の購入費用として、新入学児童生徒学用品費がある。

現在は入学後に申請を受け付け、支給が最短で7月末となっているが、平成30年度入学者より、支給を3月に行う。

3. 事務の概要

- ① 小学校入学前に就学援助申請を受付（必要に応じて世帯の所得証明を添付）
- ② 保健福祉局保護課から小学校入学予定者の世帯の生活保護の受給情報の提供を受ける。
- ③ こども家庭局こども家庭支援課から小学校入学予定者の世帯の児童扶養手当の受給情報の提供を受ける。
- ④ ①～③の情報を基に審査のうえ、援助費を支給する。

4. 情報項目の追加

これまで、神戸市就学援助規則第2条の規定により、就学援助制度の対象を市立小中学校等在籍児童生徒に限定し、保護課より同児童生徒にかかる生活保護受給情報を、こども家庭支援課より児童扶養手当受給情報の提供を受けてきた。

今後は、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給するにあたって、次年度の小学校入学予定者を制度の対象に追加すべく同規則を改正しており、新たに必要となる小学校入学予定者にかかる生活保護・児童扶養手当受給情報を所管部局より提供を受ける。

なお、中学校入学予定者については、当該費目を小学6年時における就学援助の受給状況に基づき支給するため、情報項目の追加は不要である。

5. 効果

これまで新入学児童生徒学用品費の支給を7月末に行っていたことで、保護者がランドセルや制服等の購入費用を立て替えている状態が長期間に渡っていたが、支給を入学前にすることで更なる保護者負担の軽減が見込まれる。

6. 実施計画

(新小学1年生)

～12月末	申請受付
～2月下旬	生活保護・児童扶養手当の受給情報の確認、審査
2月下旬	審査結果・支給通知の送付
3月初旬	援助費の支給

7. 処理件数（平成30年度）

新小学1年生約12,600人のうち、約2,200件の申請を見込んでいる。

8. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

本事務業務の所管課長は、個人情報に係るデータについて、電子計算機の操作管理、記録媒体・帳票の管理、及び外部委託に係る個人情報の保護を適正かつ厳格に行う。

(1) システム上の保護

- ア 新たに提供を受ける個人情報にかかるデータの運用は、現行の就学援助システムの機器を使用した、閉鎖されたネットワーク環境下で行う。
- イ 端末機の操作にあたっては、職員ごとに認証番号と暗証番号の設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ウ 個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、入退室を管理し施錠された保管施設に設置されているサーバで一括管理する。
- エ 端末機とサーバは専用通信回線により接続し外部からの不正アクセス行為を受けることを防止する。
- オ ウィルス対策ソフトウェアを導入し、コンピュータウィルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ア サーバを管理している保管施設への入退室は、関係者のみに限定し、入退室の状況を記録する。

- イ 暗証番号は定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ウ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなどにより記録の内容を復元できない状態にして破棄する。
- エ 保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却・溶融処分等により確実に速やかに廃棄する。
- オ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

就学援助事務見直し部分の概要

神戸市

9条

就学システム

【児童生徒情報】
 個人番号、児童生徒氏名(漢字・カナ・アルファベット)、児童生徒通称名(漢字・カナ)、保護者氏名(漢字・カナ・アルファベット)、保護者通称名(漢字・カナ)、現在籍校コード(現就学校)、前在籍校コード(前就学校)、学年、おくれ年、入学・卒業年月日、転退学年月日、就学状況(就学免除、就学猶予、不就学等)、就学異動事由

教育委員会所管の情報項目

児童情報を閲覧

9条

福祉情報システム

【児童扶養手当受給情報】
 児童に関する情報(住記個人番号、住記世帯番号、福祉個人番号、氏名(カナ)、通称名(カナ)、生年月日、住所、対象開始年月、対象終了年月) 受給者(保護者)に関する情報(住記個人番号、住記世帯番号、福祉個人番号、氏名(カナ)、通称名(カナ)、生年月日、支給期間、手当ランク、送付事由、現況届受理年月日(前年度・当年度)、支給停止年月、資格喪失事由

9条

生活保護システム

【生活保護受給情報】
 生活扶助対象生徒の情報◎(住記個人番号、生活保護世帯番号、生活保護世帯員番号、氏名(カナ)、第二氏名(カナ)、生年月日、住所、施行年月日、受給開始年月日、受給廃止年月日、受給停止回数、最新受給停止年月日、異動区分、生活扶助受給者(世帯主)の情報◎(住記個人番号、生活保護員番号、氏名(カナ)、第二氏名(カナ)、生年月日、受給開始年月日、受給廃止年月日)

電子記録媒体

電子記録媒体

金融機関

データに基づき、指定口座へ援助費を振込

市立小学校

①入学前健康診断時に就学援助の案内を保護者に配布

就学援助システム環境

11条

申請書

【申請世帯情報情報】
 氏名、通称名、生年月日、性別、住所、振込指定口座情報、児童生徒在籍校名、学年、組、家庭状況(母子・父子家庭かどうか)、特記事項(就学援助に關係する世帯情報)、申請情報、等
 【就学システムから取得する情報】
 個人番号、児童氏名(漢字・カナ・アルファベット)、児童通称名(漢字・カナ)、保護者氏名(漢字・カナ・アルファベット)等

【審査結果情報】
 総所得金額、各種控除(障害者控除等)、児童扶養手当受給の有無、生活保護受給の有無、各情報取得の可否、認定情報(認定年月日、認定理由、認定履歴)、不認定情報(不認定理由等)、審査保留情報(審査保留理由等)
 【福祉情報システムから取得する情報】
 児童に関する情報(住記個人番号、住記世帯番号、福祉個人番号、氏名(カナ)、通称名(カナ)、生年月日、住所、対象開始年月、対象終了年月) 受給者(保護者)に関する情報(住記個人番号、住記世帯番号、福祉個人番号、氏名(カナ)通称名(カナ)、等)
 【生活保護受給情報】
 生活扶助対象児童生徒の情報◎(住記個人番号、生活保護世帯番号、生活保護世帯員番号、氏名(カナ)、第二氏名(カナ)、生年月日、住所、施行年月日、受給開始年月日等、生活扶助受給者(世帯主)の情報◎(住記個人番号、生活保護員番号、氏名(カナ)、第二氏名(カナ)等)

【支給履歴情報・個別支給費目管理情報】
 援助費支給年月日、支給先口座情報、支給額、戻入情報、振込不能情報、等

結果通知

申請書

保護者

- ②申請書を提出
- ③審査結果を受け取る

申請案内